ラリー競技開催規定の一部改正

ラリー競技会組織に関する公認基準の表

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>国際</th><th>国内</th><th>準国内</th><th>地方</th><th>クローズド</th></tr>
<tr><td rowspan="3">競技会開催資格</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">過去に準国内格式のラリー競技会を３回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ</td><td>過去に準国内格式のラリー競技会を３回以上単独開催した実績を有する公認団体および公認クラブ</td><td rowspan="2">初めて準国内競技を開催するオーガナイザーは、組織許可申請前５年以内に地方格式のラリー競技会を３回以上単独開催した実績を有する加盟団体以上および加盟クラブ以上であること。
（※注１参照）</td><td rowspan="2">加盟クラブ以上または加盟団体以上として登録後３年以上更新登録（初年度登録を含む）が行われており過去にクローズドのラリーを３回以上開催した実績を有していること。
（※注２参照）</td><td rowspan="2">準加盟クラブ以上（ただし、準加盟クラブはスペシャルステージを開催することはできない。）</td></tr>
<tr><td>過去に準国内格式のラリー競技会を 10 回以上単独開催した実績を有する加盟クラブ</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">事務局を常設しかつ専従の事務局員１名以上が常駐すること。</td><td colspan="2">当該競技会の特別規則書に記載された参加受付開始日から競技会終了までの間事務局を開設すること。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>3</td><td colspan="2">公認審判員資格ＡまたはＢの技術、コース、計時各１級についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td><td colspan="2">公認審判員資格ＡまたはＢの技術、コース、計時各２級以上についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td><td>公認審判員資格Ｂ以上の技術、コース、計時各３級以上についてそれぞれ１名以上を競技会組織に所属せしめていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加台数</td><td colspan="4">６０台以下（※注４参照）</td><td>３０台以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">総走行距離
（※注３参照）</td><td colspan="2">制限しない</td><td>５００ｋｍ以下</td><td colspan="2">２００ｋｍ以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">スペシャルステージの総距離</td><td colspan="2">制限しない</td><td>５０ｋｍ以下（※注５参照）</td><td>１０ｋｍ以下（※注６参照）</td><td>５ｋｍ以下（※注７参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">参加条件</td><td>国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者２名以上を要する。</td><td>国内競技運転者許可証ＡまたはＢもしくは国際ラリー競技に有効な競技運転者許可証の所持者２名以上を要する。</td><td colspan="2">国内競技運転者許可証ＡまたはＢの所持者２名以上を要する。</td><td>開催クラブの所属員で、国内競技運転者許可証Ｂ所持者またはそのクラブが認めた者２名以上を要する。</td></tr>
</table>

［※注１］１９８６年以前に準国内格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
［※注２］国内スポーツカレンダー登録規定に従い１９８７年度中に１９８８年度のラリー競技会カレンダー申請を行ったクラブ、団体ならびに１９８７年以前にクローズド格式のラリー競技会開催実績のあるクラブには適用されない。
［※注３］総走行距離とは、計時・採点の対象となる区間の始点から終点までの距離をいう。
［※注４］オーガナイザーから申請があった場合は、ＪＡＦにおいて審査の上６０台を超える参加台数を特に認めることがある。（ただし９０台を上限とする。）
［※注５］ＪＡＦ公認コースで行うスペシャルステージの距離は含まない。
［※注６］ＪＡＦ公認コースで行う場合を除き、１つのスペシャルステージの距離が２ｋｍを超えてはならない。
［※注７］スペシャルステージ**または第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間**の開催場所はＪＡＦ公認コースまたは閉鎖された施設内に限る。また、１つのスペシャルステージ**または第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間**の距離が２ｋｍを超えてはならない。

ラリー競技開催規定付則：第１種アベレージラリー開催規定の一部改正

第１条　特別規則書
１．～５．３）　（略）
４）整備作業の範囲
（１）タイヤの交換
（２）ランプ類のバルブの交換
（３）点火プラグの交換
（４）Ｖベルトの交換
（５）各部点検増締め
（６）上記（１）～（**５**）以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第２条　参加車両
１．１）　（略）
２）国内競技：
（１）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＮ車両、ＲＪ車両**、Ｒ**Ｆ車両
（２）ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、２００２年１２月３１日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ２００２年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）
以下（略）

以　上

ラリー競技開催規定付則：第２種アベレージラリー開催規定の一部改正

第１条　特別規則書
１．～２）　（略）

３）スペシャルステージ（第４条３．に該当する区間）を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
２．　～５．３）　（略）
４）整備作業の範囲
（１）タイヤの交換
（２）ランプ類のバルブの交換
（３）点火プラグの交換
（４）Ｖベルトの交換
（５）各部点検増締め
（６）上記（１）～（５）以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第２条　参加車両
１．　（略）
１）　（略）
２）国内競技：
（１）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＮ車両、ＲＪ車両またはＲＦ車両
以下（略）

以　上

ラリー競技開催規定付則:スペシャルステージラリー開催規定の一部改正

第１条～第５条１．１）　（略）
２）国内競技：
（１）ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従ったＲＮ車両、ＲＪ車両またはＲＦ車両
以下（略）

以　上

2008年日本ラリー選手権規定の一部改正

第１条～第５条　（略）

第６条　参加車両
１．クラス１（ＪＮ－１）、クラス２（ＪＮ－２）、クラス３（ＪＮ－３）およびクラス４（ＪＮ－４）に参加する車両：
１）当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるラリーＲＮ車両（ＲＮ車両）またはラリーＲＪ車両（ＲＪ車両）に適合した車両とする。
２）参加車両には４点式以上のＦＩＡ公認安全ベルトを装備しなければならない。
２．クラス１．５（ＪＮ１．５）に参加する車両：
１）当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるラリーＲＮ車両（ＲＮ車両）、ラリーＲＪ車両（ＲＪ車両）またはラリーＲＦ車両（ＲＦ車両）に適合した車両とする。
２）参加車両は、自動車検査証の初度登録年月より１０年経過していないこと。ただし、１０年経過後であっても国内生産（同一車両型式）されている場合は、生産の終了した当該年末まで参加車両の資格を有する。
３）参加車両には４点式以上のＦＩＡ公認安全ベルトを装備しなければならない。
４）ラリーＲＦ車両については、本選手権規定付則の事項を満たしていること。

第７条　クラス区分
１．参加車両は気筒容積に基づき下記の通りクラス区分される。
クラス１（JN-1）　：気筒容積が 1400cc 以下の車両
クラス 1.5（JN-1.5）：気筒容積が 1400cc を超え 1500cc 以下の２輪駆動車両
クラス２（JN-2）　：気筒容積が 1500cc を超え 1600cc 以下の車両
クラス３（JN-3）　：気筒容積が 1600cc を超え 2000cc 以下の車両
クラス４（JN-4）　：気筒容積が 2000cc を超える車両
２．選手権タイトルのかかった競技会は、上記１．の内４クラス以上（クラス１、クラス２、クラス３、クラス４の設定が義務付けられ、クラス１．５の設定は任意とする）を設定しなければならない。
３．上記１．および２．に基づき、既登録カレンダーにクラス 1.5（JN-1.5）を追加する場合は、国内スポーツカレンダー登録規定第４条２．および５．により当該年の前年の１０月３１日までにＪＡＦに申請すること。

第８条　参加資格
全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後１年以上経過していなければならない。
前年の全日本選手権シリーズにおいて、総合選手権順位６位までに入ったドライバーは、全日本選手権競技と地方選手権競技に重複して参加することおよびクラス 1.5（JN-1.5）に参加することは出来ない。

第９条～第 13 条２．　（略）

３．最低重量、リストリクター、ホイールおよびタイヤについては、当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第１章第７条、第３章第３条、同第６条に従っていること。

第 14 条～第 23 条　（略）

第 24 条　本規定の施行
本規定は、２００７年１０月１日から施行する。

以　上

2008年日本ラリー選手権規定付則 クラス1．5（JN1．5:スーパー1500）適用規定制定

第６条２．２）に規定するクラス１．５（ＪＮ１．５）に参加するラリーＲＦ車両（ＲＦ車両）は、以下の事項を満たしていること。

１．当該年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編第２章第３条の消火装置を装備すること。

２．ロールケージ：
１）６点式+左右のドアバーを基本構造とする（第１－１図～第１－２図参照）。すべての車両は、基本構造を含むロールケージを装着すること。

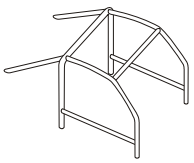

第１－１図

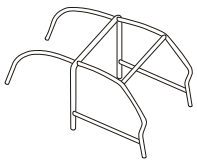

第１－２図

２）ロールケージを構成するパイプの仕様
①材質は冷間仕上継目無炭素鋼（引抜鋼管）とする。
②円形の断面を有する継目のない１本のパイプを使用すること。
③最小寸法は 40㎜（直径）×2㎜（肉厚）とする。
④最小寸法以下のパイプで構成されるロールケージをすでに装着している車両については、当該ロールケージを継続使用することができる。ただし、メインロールバーとハーフ・サイドロールバーのうち、少なくとも一方が最小寸法未満である場合は、第１－３図に示される通り、それらの連結部を補強しなければならない。上記に関わらず、35㎜（直径）×2㎜（肉厚）未満のパイプの継続使用は認められない。

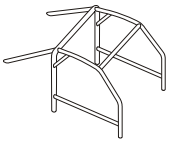

第１－３図

３）遵守事項

ロールケージの装着に関して下記の規定に従うこと。

①ロールケージを取り付けた状態における乗車装置は、座席面上で座席前端より 200㎜ の点から背もたれに平行な天井（ロールバーが頭部付近にある場合はロールバー）までの距離が 800㎜以上であること。

②乗員の頭部等を保護するため、頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は、緩衝材で覆われていること。

③乗員が接触する恐れのあるロールバーは、半径 3.2㎜ 未満の角部を有さないものであること。

④ロールケージを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。

⑤ロールケージを取り付けることにより乗員の乗降を妨げるものでないこと。なお、ロールケージの取り付けにより後部乗員のための室内高の確保および乗降口等の確保ができない場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続を行うこと。

⑥ロールケージ取り付けのための最小限の改造（ダッシュボードの貫通、内張りの切削等）は許される。

４）車体への取り付け

ロールケージの最少取り付け点数

・メインロールバーの支柱１本につき１ヶ所。

・サイドロールバー（あるいは、フロントロールバー）の支柱１本　につき１ヶ所。

・リアストラットの支柱につき１ヶ所。

①各支柱側の最少取り付け点における車体への取り付け板は、面積 60㎠、板厚 2.5㎜ 以上を有すること。この取り付け板は支柱に溶接されていなくてはならない。

②車体側の補強板は、面積 120㎠、厚さ 3.0㎜ 以上を有し、第１－４図～第１－１８図（全周を溶接すること）に示すように取り付けること。

但し第１－４図、第１－５図については、補強版を必ずしもボディシェルへ溶接しなくともよい。

③各支柱と車体との結合は、下記のいずれかの方法によること。

i)直径８㎜ 以上（４Ｔ以上）のボルトを３本以上使用し、緩み止め効果のあるナット（ワッシャー／セルフロッキング等）で、支柱の周辺に分散して取り付ける。（第１－４図～第１－１８図を参照）

ii)溶接により取り付ける場合、車体あるいは骨組み（フレーム）に溶接して取り付ける。ロールバーの脚部取り付け板は、補強板無しで、直接ボディシェルに溶接してはならない。

i)および ii)の取り付け方法は最少限を示すものである。ボルトの数を増加することや取り付け点の数を増やすことは許される。また、ロールケージを取り付けるためにヒューズボックスを移動することは許される。

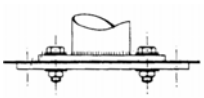

第１－４図

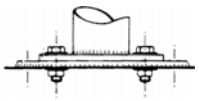

第１－５図

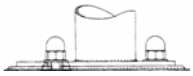

第１－６図

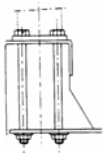

第１－７図

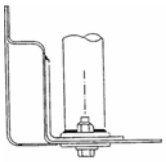

第１－８図

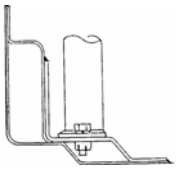

第１－９図

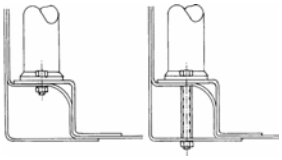

第１－10 図　第１－11 図

第１－12 図
（ロールバーはバルクヘッドを貫通していない。）

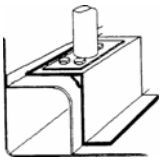

第１－13 図

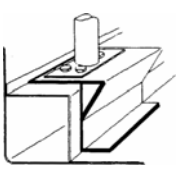

第１－14 図

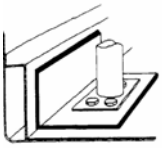

第１－15 図

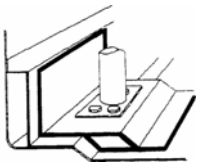

第１－16 図

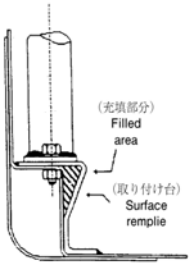

第１－17 図

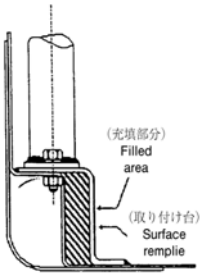

第１－18 図

３．改造の制限：

１）ドアの変更は認められない。

２）ドアの内張りについては、ドアの形状に変化が生じないことを条件としてドアから防音材を取り外すことが認められる。

内張りパネルは最低 0.5㎜ 厚の金属板、あるいは最低１㎜ 厚のカーボンファイバー、もしくは最低２㎜ 厚のその他の堅固な不燃性の素材で製作することができる。

サイドプロテクションバーの取り外しは許されない。

２ドア車の場合、後部側面ウィンドウより下に位置する内張りについても上記規則を適用する。

電動ウィンドウを手動ウィンドウに交換することが認められる。

手動ウィンドウを電動ウィンドウに交換することが認められる。

３）窓ガラスの変更は認められない。

４．音量規制等で特に必要がある場合には、当該競技会特別規則に規定することによって、当該競技会

参加車両の改造を制限することができる。

５．最低重量：

次の通り取り扱う

１）搭乗者、搭載物、工具およびジャッキの重量は含まない。

２）潤滑油、冷却水、ブレーキ油等の液体は標準容量を満たす。

３）燃料タンク、ウインドスクリーンウォッシャータンク、ヘッドライトウォッシャータンク、水噴射タンクは空にする。

４）スペアホイールの重量は含まない。

５）バラストの搭載は安全上の理由から原則として認められない。ただし、やむを得ずバラストを積む場合は、第１編レース車両規定第３章 3.3）に従うとともに、競技会技術委員長の確認を受けなければならない。

以　上